



宮崎県公報

平成25年1月21日(月曜日) 第2455号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

告示

○保安林の指定予定の通知(2件)……………(自然環境課) 1

頁

○宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出……………(会計課) 1

公告

○都市計画の変更の案の縦覧(2件)……………(都市計画課) 1

○開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) 2

告示

宮崎県告示第36号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年1月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 西都市大字上揚字壺之木浦 304、304-6
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字壺之木浦 304(次の図に示す部分に限る。)

イ 次の森林については、主伐は択伐による。

字壺之木浦 304-6(次の図に示す部分に限る。)

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第37号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年1月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字板谷字吉村 237-3から237-5まで、264-5、264-6
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字吉村 237-3・264-5・264-6(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第38号

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成25年1月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

変更前		変更後		変更年月日
売りさばきをする場所	売りさばき人の名称	売りさばきをする場所	売りさばき人の名称	
都城市高城町穂満坊72番地 都城ドライブングスクール内	株式会社都城ドライブングスクール	都城市高城町桜木字大原2281番地 2 都城ドライブングスクール内	株式会社都城ドライブングスクール	平成24年12月15日

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成25年1月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
えびの都市計画道路 3・5・6号 えびの中央線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
えびの市大字向江字葉広田の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県小林土木事務所及びえびの市建設課
 - (2) 期間
平成25年1月21日から平成25年2月4日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成25年1月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
新富都市計画道路 3・3・1号 国道10号線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分
新富町大字上富田字八反田下の一部
 - (2) 削除する部分
新富町大字上富田字八反田下の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県高鍋土木事務所及び新富町建設課
 - (2) 期間
平成25年1月21日から平成25年2月4日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成25年1月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
北諸県郡三股町今市 1 番 1、1 番 2、15 番 1 の一部、1001 番の一部、1002 番の一部、1003 番の一部、1004 番の一部、新馬場1001番の一部、1023 番の一部	北諸県郡三股町大字樺山4523番地 上原林業株式会社